

基町告示第52号

本町の区域内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2号の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成25年7月9日

基町長 菊池基文



別紙

区域を変更する大字及び字の名称		同左の区域(平成 25 年 5 月 17 日現在の地番による。)
新	旧	
大字中塚 字中館	大字板庭 字中塚下	100
	大字中塚 字中塚下	13 の 2、13 の 3
	大字中塚 字館ノ岡	18 の 2、18 の 3、19 の 2、19 の 3、23 の 2、23 の 3、24 の 1、24 の 2、30 の 3、30 の 4、31 の 3、40 の 2、40 の 3、42 の 2、43 の 2、43 の 3、44 の 2、44 の 3、49 の 3、49 の 4、70 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部

新	旧	地番
大字中塚 字中館	大字中塚 字中塚	1の4から1の8まで、2の2、2の3、4の3、4の4、15の2、16の2、17の4、22の2、23の2、25の2、25の3、26の2、27の2、365及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部並びに365の地先の道路、水路である町有地の全部、水路等である国有地の全部
	大字中塚 字森ノ下	29の3、29の4、33の2、33の3、35の2、114の1、137及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部並びに29の3、29の4の地先の水路である町有地の全部、33の2の地先の道路である町有地の全部、35の2の地先の水路である町有地の全部、114の1の地先の道路である町有地の全部
	大字中塚 字湯那田	1の2及びこれらの区域に隣接する道路である町有地の全部
大字中塚 字中塚	大字中塚 字沢尻	48、50から52まで
	大字中塚 字館ノ岡	244の2
	大字中塚 字中塚下	25の2、66の1から66の3まで、67の1から67の4まで、68の1、68の2及びこれらの区域に介在する水路、道路である町有地の全部
	大字中塚 字中館	38の2、37の2の地先の水路である町有地の一部
大字中塚 字館ノ岡	大字中塚 字中塚下	13の1、14から16まで
	大字中塚 字中塚	1の3、364及びこれらの区域に隣接する水路である町有地の全部